

◎石綿による健康被害の救済に関する

法律の一部を改正する法律

(平成二〇年六月一八日法律第七七号)(衆)

一、提案理由(平成二〇年六月五日・衆議院本会議)

○小島敏男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、被認定者について、医療費及び療養手当を、原則として、療養開始日にさかのぼって支給するものとしております。なお、医療費等の合計額が特別遺族弔慰金の額に満たないときは、その死亡した者の遺族に対し、その差額を救済給付調整金として支給するものとしております。

第二に、指定疾病に関する認定申請をしないで本法施行日以後に死亡した者の遺族に対し、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料を支給するものとしております。

第三に、本法施行日の前日までに死亡した労働者等の遺族であつて、労災保険法上の遺族補償給付を受ける権利が時効によつて消滅したものに対し、特別遺族給付金を支給するものとしております。

第四に、特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限を延長するものとしております。

第五に、国は、石綿を使用していた事業所の調査やその結果の公表並びに本制度の周知を徹底するものとしております。

以上が、本案の趣旨及び主な内容であります。

本案は、去る三日環境委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもつて委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院環境委員長報告(平成二〇年六月一日)

○松山政司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

本法律案は、衆議院環境委員長の提出に係るものでありまして、その内容は、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族

に対する救済の充実を図るため、医療費等の支給対象期間の拡大、認定の申請を行うことなく死亡した者の遺族に対する特別遺族弔慰金等の支給、特別遺族弔慰金及び特別遺族給付金の請求期限の延長、特別遺族給付金の支給対象の拡大等を行うとするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院環境委員長から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。